

令和5年度 第13回

青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和6年2月21日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第13回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 令和6年2月21日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第22号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第23号 令和6年度青梅市教育委員会の基本方針について（追加）
議案第24号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 令和5年度教育費補正予算について（学校教育部・生涯学習部）
- 2 令和6年度教育費当初予算について（学校教育部・生涯学習部）
- 3 令和6年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について（学務課）
- 4 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）
- 5 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
 - イ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
 - (2) 事業等の実施予定について
生涯学習事業実施予定について（社会教育課）
 - (3) 事業等の実施結果について
生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）
- 6 新学校給食センター整備事業の工期について（学校給食センター）

協議事項

- 1 令和6年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（教育総務課）
- 2 組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について（教育総務課）
- 3 青梅市外国籍児童・生徒日本語指導員等配置要綱の一部改正について（指導室）
- 4 青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の一部改正について（指導室）

5 青梅市ステディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（指導室）

6 第5次青梅市こども読書活動推進計画（案）について（社会教育課）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

学 校 教 育 部 長	布 田 信 好
生 涯 学 習 部 長	森 田 利 寿
教 育 総 務 課 長	芥 川 純 一 郎
学 務 課 長	山 田 浩 之
指 導 室 長	拝 原 茂 行
教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
学校給食センター所長	榎 戸 智
社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
文 化 課 長	北 村 和 寛
美 術 担 当 主 幹	田 島 奈 都 子
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	吉 崎 龍 男
文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時27分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の臨時会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和5年度第13回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい。

【教育長（橋本）】 次に、令和6年1月12日開催の令和5年度第11回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、それぞれご覧をいただいております。よろしければこの場でご承認をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないようですので、令和5年度第11回定例会会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めたいと思います。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと存じます。

【委員（稲葉）】 今日は都立高校の試験日だったと思うのですが、昨日インフルエンザの通知をいただいて、すごく増えているのでびっくりしたのですが、インフルエンザで受験できなかった子はいるのかなと思って、とても心配しました。都は便宜を図ってくださるとは思うのですが、その辺のところは各学校の先生方にフォローをお願いして、「十五の春」を泣くことのないように、心おきなく受験していただければいいなと思っております。

すごく蔓延しているので、コロナ同様、学校でうがいとか手洗いというのは引き続き、あれだけ蔓延していたら消毒液を学校で引き続き使ってもいいかなと思うので、そこは各学校で対応していただければいいなと思いました。以上です。

【委員（百合）】 先日、青梅マラソンに出席させていただきました。児童・生徒の走る姿を見て、こちら元気をもらえたなと思いました。青梅マラソンに参加する人数が減っているという話を前に聞いたのですけれども、せっかくの青梅のお祭のようなマラソン大会なので、もっと子どもたちが興味を持てるようなイベントや、学校で総合の時間を使ってマラソンに接する時間を増やしても

らえたらなと思います。いろいろ有名な選手が青梅に来てくださる機会があるので、そういう方の講演とか、マラソンの体験みたいな時間があると、少しでも子どもたちはマラソンに接して楽しんで、青梅マラソンに出たいなと思ってくれるのではないかなと思いますので、ぜひ何かありましたらお願いします。以上です。

【委員（杉本）】 僕も青梅マラソンのことについてなのですが、百合委員が言われたように、先ほどの総合教育会議でも話題に出ましたけれども、小・中学生の参加者が激減しているということ。少子化に伴いまして当然少なくなっているのですが、それに対しての対策という話も先ほどさせていただきました。開会式のときに高橋尚子さんがお話しされていた、山岳コースであるという利点を活かして、ツール・ド・フランスみたいな自転車競技的なものの山岳コース的なもの、奥多摩湖を回って戻ってくるという自転車競技とかで、青梅・奥多摩の観光も含めた展望を膨らませるような企画というの、すぐにといいのではないですが、順次時代にあわせて対応していただけたらいいかなと思いました。以上です。

【委員（徳長）】 吹上中学校の研究授業に出させていただきました。落ち着いていて、みんなしっかり中身を研究できていたなと思いました。

マラソン大会ですが、やはり小・中学生の参加が少なく、定員割れしていると。昔は受け付けてもらえなかったという時期もあったのですが、さっき聞いたら参加料が2,000円ぐらいかかるということで、その辺も大きいのかなという気がしないでもない。無料にしまうと、参加申し込みだけで当日行かないとかが懸念されます。しかし、勝ち上がれば野球の試合、サッカーの試合が入るということもあるので、500円とか1,000円くらいになれば、せっかく払ったのだからという思いもあるでしょうし、裾野が広がるという気がします。

それから、稲葉委員も総合教育会議でおっしゃったように、ほかの市からも小・中学生に参加してもらって、ゆくゆくは青梅マラソンの大人の部につながるような、そういうのもいいのかなという気がしました。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

私の方は、この間少し留守にしてみました。教育委員の皆さまにもご協力、ご足労いただいたところがあると思います。あらためてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

1 令和5年度教育費補正予算について(学校教育部・生涯学習部)

【教育長（橋本）】 それでは、順次、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、令和5年度教育費補正予算について、を説明いたします。

【学校教育部長（布田）】 それでは、報告資料1、補正予算についてご説明いたします。

初めに、資料の1ページ、令和5年12月補正予算（第7号）についてであります。

下段の説明資料をご覧ください。給食センター経費について、物価高に対する保護者負担の軽減を図るため、国の交付金を活用し、2月・3月分の給食費を無償化したことに伴う財源更正でございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。令和5年度3月定例議会に提出いたします補正予算(第9号)についてご説明いたします。

なお、この案件につきましては、議決前でございますので、お取り扱いにはご配慮いただきますようお願いいたします。

初めに、学校教育関係について、3ページの説明資料によりご説明いたします。

表の上段、給食センター経費であります。1,200万円の減額であります。光熱水費のガス使用料について、当初の見込みより使用料が少なかったことにより減額するものでございます。

次に、その下にあります小学校の学校管理経費であります。4,192万9,000円の減額であります。今年度、小学校の体育館に空調機器の設置を進めておりましたが、部材の調達に時間がかかり、当初見込んでいたリース期間開始よりも遅れて開始することになったため、その期間のリース料金を減額するものであります。

次に、その下にあります小学校の学校施設整備経費であります。7億2,037万6,000円の増額であります。令和6年度に予定しておりました、記載にあります外壁等改修工事などについて、本年度の国の補正予算による補助事業に採択されたため、前倒しで実施するものでございます。

次にその下、小学校の就学困難児童就学奨励経費につきましては、804万2,000円の減額であります。2月・3月分の給食費について全額公費負担としたことから、就学困難児童に対する就学援助の中の給食扶助に不用額が発生したため減額するものであります。

次にその下、特別支援学級就学困難児童就学奨励経費につきましても、同理由による減額でございます。

次にその下、小学校の教育情報システム経費につきましては、1,346万円の増額であります。各小学校における1人1台端末などのアクセスポイントの経費であります。中学校の教育情報システム経費の中に合算されていたものを小学校・中学校に分割し、予算科目の更正を行うものでございます。

次に表の中央、中学校の学校施設整備経費であります。7億5,609万5,000円の増額であります。小学校同様、記載にあります工事等について補助事業に採択されたため、前倒しで実施するものでございます。

次にその下、就学困難児童就学奨励経費、特別支援学級就学困難児童就学奨励経費につきましても、小学校同様、給食扶助費に不用額が発生したため減額するものでございます。

次にその下、教育情報システム経費につきましては、小学校経費でご説明いたしましたが、小・中学校で合算されていたものを分割し、予算科目の更正を行うものであります。

3ページの下段にあります財源更正につきましては、ふるさと納税による指定寄付がありましたことから、財源を更正するものであります。

次に、資料の4ページをご覧ください。繰越明許費の補正であります。ここに記載の事業につきましては、年度内の予算執行ができないため、翌年度に予算を繰り越そうとするものでございます。

番号の1から6の6つの事業につきましては、令和6年度に予定しておりましたが、国の補正予算により補助事業に採択された事業であります。

以上が学校教育部の補正予算についての説明でございます。

続きまして、生涯学習部関係について生涯学習部長よりご報告いたします。

【生涯学習部長（森田）】 続きまして、生涯学習部関係の補正予算をご報告させていただきます。

生涯学習部では補正予算（第9号）からが対象であります。学校教育部と同様に3ページからご説明させていただきます。

表の下から2番目、文化複合施設等整備経費は地歴土壌調査委託料に不用額が生じたため、1,800万円を減額するものでございます。

次にその下、一般体育施設整備経費は、青梅スタジアム旧管理棟解体工事費に不用額が発生したため、3,980万円を減額するものであります。

次にその下、13の諸支出金、スポーツ振興基金経費でございますが、スポーツ振興に関する事業として指定寄付金を基金に270万円積み立てるものでございます。

その下、先ほど学校教育部長がご説明したとおり、財源更正が記載をされております。

資料の4ページをご覧ください。繰越明許費の補正でございます。

生涯学習部では一番下、番号7の文化複合施設等整備担当の健康センター仮設棟（仮称）ほか1棟基本設計委託でございます。この事業につきましては、年度内の予算執行ができないために翌年度に予算を繰越明許するものであります。

以上、令和5年度教育費補正予算についてのご報告でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

体育館空調の話がありましたけど、小学校の体育館の空調の現状はどうか。

【教育総務課長（芥川）】 先般お知らせのとおり、電気ケーブルの不足により遅れておりましたが、1月末にケーブルは入りましたので、すでに全部の学校で設置の作業は済んでおまして、各学校とも使用できる状態になっております。リース開始は、3月からという予定になっております。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。お疲れさまでした。

ほかによろしいですか。

【委員（稲葉）】 4ページの7番、健康センター仮設棟というのがあるのですが、健康センターを仮設でどこかにつくって、今の健康センターは取り壊すのですか。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 今、健康センターのゾーンについては、文化複合施設をつくる計画地になってございまして、こちらについては業務を移転させるということを庁内で調整しております。健康センターの事務機能につきましては庁舎西側の駐車場に、健康センターの仮の建物をつくる予定として、この設計費の予算をいただいて、今それを執行しているところです。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

2 令和6年度教育費当初予算について(学校教育部・生涯学習部)

【教育長(橋本)】 それでは次に、教育長報告事項2、令和6年度教育費当初予算について、を説明いたします。

【学校教育部長(布田)】 それでは、報告資料2、令和6年度教育費当初予算についてご説明をいたします。

なお、この件につきましても、議決前でございますことから、取り扱いにはご配慮いただきますようお願い申し上げます。

報告資料2の1ページをご覧ください。資料の構成であります。表の左側には歳入であります国庫支出金、都支出金等を記載しております。その右側には担当課、課ごとの事業名を記載し、中央から令和6年度予算と令和5年度予算の比較および増減額等を記載しております。

初めに、表中央の令和6年度教育費予算の歳入の合計であります。上段太字で記載のとおり、総額で8億3,333万円を見込んでおります。令和5年度と比較いたしますと、7,544万1,000円の増額となっております。増額となった主な要因といたしましては、各事業に対する都の補助金の増によるものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。ここからは歳出でございます。資料の構成であります。表の左側に教育費予算の全体の令和6年度と令和5年度の比較および増減額を記載しており、表の右側には主な施策と事業を記載しております。

表左側上段の令和6年度の教育費予算であります。全体で62億9,001万4,000円、令和5年度と比較いたしますと5億1,253万8,000円の増額となります。

それでは、学校教育部関係について次年度予算の主なものを中心にご説明いたします。

表の一番右側、説明欄をご覧ください。一番上の枠の1と2、学校施設のあり方審議会の関係であります。昨年8月に審議会が発足いたしました。次年度につきましては本格的な審議に入るため、委員報酬の増額と部会委員の報酬、そして計画策定支援委託料、いわゆるコンサル料などを新たに計上しております。担当は教育総務課でございます。

次に、その2枠下、4番、エデュケーション・アシスタントの配置であります。小学校1～3年までについて授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員を配置いたします。担当は指導室でございます。

次に、その下の枠の2番、フリースクール等民間施設事業費補助金であります。様々な要因により不登校児童・生徒が増加傾向にある中、フリースクールを利用している児童・生徒もいることから、フリースクールに関する支援を新たに行うものでございます。担当は指導室でございます。

次に、枠を3つ下がっていただきまして、新学校給食センター建設関係であります。新年度予算として根ヶ布調理場の解体工事費や新学校給食センター建設工事費の前払金などを見込んでおります。担当は給食センターでございます。

次に、下から2番目の枠、こちらにつきましては小学校の施設整備経費であります。次年度につきまして小学校においては記載の改修工事を予定しております。担当は教育総務課でございます。

次に3ページをご覧ください。上から3枠目、こちらにつきましては中学校の施設整備経費でございます。次年度につきましては中学校において記載の改修工事を予定しております。こちらも担当は教育総務課でございます。

以上で学校教育部の説明を終わらせていただき、続きまして生涯学習部関係について生涯学習部長よりご説明いたします。

【生涯学習部長(森田)】 それでは続きまして、生涯学習部関係について報告させていただきます。

歳入につきましては、ただいま学校教育部長が説明いたしましたとおりでございますので、生涯学習部の主な歳出についてからご説明をさせていただきます。

3ページをご覧いただけたらと思います。表の一番右側の説明欄の上から10枠目、真ん中よりやや下になりますが、美術館空調等設備改修工事につきましては、2カ年にわたる空調・エレベーターの改修および照明の設計委託経費であります。このため、美術館につきましては令和9年3月まで約3年間を休館することとしております。担当は文化課でございます。

そこから3枠下がいただきまして、新図書館建築設計委託については、青梅駅前再開発ビルの公益床に整備する新たな図書館について、ワークショップやパブリックコメントを実施し、市民意見を反映した基本設計をする委託経費であります。

その下の枠、東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画は、ワークショップの開催や関係団体へのヒアリング等、多くの方々から意見を伺いながら計画を策定する委託経費になります。この2つの事業につきましては、文化複合施設等整備担当が担当でございます。

次に、下から3枠目、エクストリームスポーツ施設整備費は、現在スケートボードやBMXなど旧長淵水泳場を活用した試験運用から、今後の市民への一般開放に向け、スポーツ場の設備の設置などの整備を進めていく経費であります。

次に、一番下の枠、総合体育館照明LED化設計委託は、近年の暴騰化する電気料金の削減に対応する経費であります。この2つの事業につきましては、スポーツ推進課が担当でございます。

以上、大変雑駁ではございますが、令和6年度教育費当初予算についての説明とさせていただきます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員(稲葉)】 市長は給食費を無償化ということで公約の中に入れていらっしゃるのですが、福生市は来年度より給食無償化というのがニュースで出ていましたが、青梅市の給食費というのはどうなっている状態でしょうか。

【学校給食センター所長(榎戸)】 青梅市でも、市長が4月から無償化を実施するというのを先日発表しております。ただし、この当初予算ではそちらについては見込んでおりません。今後提出する補正予算の中で対応するというふうに予定しております。

【委員(稲葉)】 ありがとうございます。

【教育長(橋本)】 決定がこの予算を組むには間に合わなかったものですから、すぐに第1号補正を出します。

ほかにかがででしょうか。

令和6年度の小・中学校の施設整備はどこを予定しているのか、現時点でわかっていることはありますか。

【教育総務課長（芥川）】 来年度は、主に校舎の外壁および屋上防水の工事と体育館・屋内運動場の屋根と外壁の改修工事、あとは非構造部材で体育館の耐震化工事、校舎・体育館の照明のLED化の工事を予定しております。

設計は順次始まっておるのですが、来年度工事予定は、まず校舎の外壁・屋上防水工事については第一小学校、第二中学校、西中学校の3校。

体育館の外壁と屋根の改修工事は、小学校はありませんが、中学校で第一中学校と吹上中学校の2校。

非構造部材については、小学校7校と中学校1校で、具体的には第二小学校、第五小学校、第七小学校、成木小学校、河辺小学校、新町小学校、藤橋小学校の7校、中学校は第一中学校の1校で予定しております。

最後、校舎・体育館のLED化の工事につきましては、小学校9校と中学校2校で予定しております。工事に入るのは、非構造部材と重なるところが多いのですが、まず第二小学校の校舎と屋内運動場、第四小学校は校舎、第五小学校は校舎と屋内運動場、第六小学校も校舎と屋内運動場、第七小学校も校舎と屋内運動場、成木小学校も校舎と屋内運動場、河辺小学校と新町小学校は体育館だけ先行して行います。藤橋小学校は校舎と屋内運動場。中学校は、第一中学校も校舎と屋内運動場、第三中学校は校舎の2校。以上の予定となっております。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

それでは、補正予算、当初予算とも取り扱いにご注意いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

3 令和6年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について(学務課)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項3、令和6年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項3、令和6年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況についてご報告申し上げます。

令和6年度に向けた児童・生徒の募集につきましては、令和5年7月5日の教育委員会第4回定例会におきましてご報告申し上げ、以降、成木小学校および第七中学校それぞれにおいて説明会を開催いたしました。成木小学校では、2回の説明会に合計18組、対象児童17人の参加がございました。また、第七中学校では説明会1回において14組、対象生徒数14人の参加がございました。

各校の申込状況やその後の経過、および令和6年度の児童・生徒数見込みにつきましてご説明申

上げます。

まず、1. 青梅市立成木小学校でございます。(1) 令和6年度入学・転学でございますが、募集対象は新1年生の入学と新2年生および新3年生の転学で、申込者につきましては、アにございますとおり全体で7人、内訳は新1年生が6人、新2年生が1人でございました。3年生につきましては応募がございませんでした。イの決定者でございますが、書類審査と親子面談の結果、応募7人全員の入学・転学を決定いたしました。ウの辞退者についてはございませんでした。

こちらの結果を含めまして、(2) 令和6年度児童数見込みをお示ししてございます。こちらの表の構成は、上段に学年別の児童数、中段に児童数のうち制度利用者としたしまして小規模特別認定校制度による入学あるいは転学者の数、下段に学区居住者としたしまして成木小学校の学区域に住住されている児童数を記載してございます。

令和6年4月1日における児童数見込みにつきましては、本年5月1日と比較しますと2人の増、合計66人となる見込みでございます。そのうち制度利用者の合計は35人で、全体の約53%となっております。なお、学区居住者には小規模特別認定校制度により入学あるいは転学した後に、学区内に転居した児童も含んでございます。

続きまして、2. 第七中学校でございます。第七中学校につきましては、新1年生の入学のみを募集対象としており、申込者6人に書類審査と親子面談を実施した結果、6人全員の入学を決定いたしました。なお、ウの辞退者はございませんでした。

こちらの結果を含めまして、(2) に令和6年度生徒数見込みをお示ししてございます。表の形式につきましては成木小学校と同様でございますが、一番下の最終行に指定校変更の行を設け、小規模特別認定校制度により成木小学校に入学あるいは転入し、そのまま第七中学校に進学した生徒の数をあらわしてございます。

令和6年4月1日における生徒数見込みにつきましては、本年5月1日と比較してマイナス8人、合計37人となる見込みでございます。そのうち、指定校変更を含めた制度利用者の合計は24人で、全体の約65%となっております。

報告は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 中学校は1年生からだけということですがけれども、2年生にしない理由は何かあるのですか。3年は難しいと思うのですが、2年生なら需要があるのかなという気がするのですが。

【学務課長（山田）】 こちらの中学校を1年生だけに限定した理由というのは、平成24年度に第七中学校特別認定校制度を導入したわけですがけれども、この際、導入に向けた地元との話し合いの中で、3年間という短い期間ですので、2年生からとすると地元との付き合い期間ですとか、同級生との交流も短くなってしまうので、1年生から始めたらいかがだろうかという協議にもとづきまして、現在もそれを継続しているという状況でございます。

【委員（徳長）】 はい、わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 ここはスクールバスがないと通えない子もいると思うのですが、成木小学校に通っていて進学先を第七中学校にと考えているのだけれど、スクールバスの便が悪くて、第七中学校に行きたいのだけれどどうしようという親御さんの相談を受けています。行こうと思ったらバスを使えば行かれるのだけれども、便数も少ないし、部活もどうなるかわからないということなので。特別認定校専用でバス1台というのは難しいかもわかりませんが。2年ほど前に、成木保育園の園長と話をしたときに、成木保育園の園バスを利用してそこに小・中学生が乗っていけばいいのということをおっしゃっていました。その辺、地域応援型で保育園も小・中学校も一緒に回れるようなスクールバス・園バスを考えてみてもいいのではないかなと。そうすると、今はどうしようかなと考えている親御さんも、それじゃあということに来てくださるし、園のバスは、新町あたりまで回っているとおっしゃるので、いいかなと思うのです。一度お話を聞いてみてもいいのではないかなと、個人的には思っております。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【学務課長（山田）】 今、稲葉委員から保護者の声をお伝えいただきました。私どももそういったお話を伺っているところでございます。2月議会において、市議会議員より、それに関連した一般質問をいただいているところでございますので、地域の意見も聞きながら、可能な部分については検討していきたいと考えております。

【委員（稲葉）】 お願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

4 青梅市図書館特別整理に伴う休館について(社会教育課)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、青梅市図書館特別整理に伴う休館について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料4をご覧くださいと存じます。青梅市図書館特別整理に伴う休館でございます。

青梅市図書館条例第4条第5項において、特別整理期間を年1回実施することと定められております。内容につきましては、すべての資料があるかどうか確認をすることと、書架や図書の清掃を行いまして、市民の方々に気持ちよく利用していただくことで、館内整理を行うものでございます。

休館に伴いまして、利用者のご不便等を軽減するために、来年度も5回に分けて実施を予定するものでございます。

まず初めに、5月27日から6月1日の6日間で中央図書館。6月3日から7日の5日間で青梅、大門、今井図書館。6月4日から7日の4日間で沢井、小曾木図書館。6月10日から14日の5日間で長淵、新町、梅郷図書館。最後が6月11日から14日の4日間で成木図書館となります。蔵書の関係上、日数が前後します。中央図書館は蔵書数が多いので6日間となっております。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

例年どおりの日数でしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 例年このくらいの時期に同様の日数でやらせていただいています。

【教育長（橋本）】 わかりました。

あと、周知の方法が、今考えられていることがあったら教えてもらえますか。

【社会教育課長（遠藤）】 広報、ホームページ、あとは各館に張り紙をするということで考えてございます。

【教育長（橋本）】 周知徹底をお願いしたいと思います。

よろしければ次に移らせていただきます。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)

イ 青梅市文化財保護審議会会議録(文化課)

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について(社会教育課)

(3) 事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様にはお目を通していただいております。この際何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

6 新学校給食センター整備事業の工期について(学校給食センター)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、新学校給食センター整備事業の工期について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 それでは、報告事項6、新学校給食センター整備事業の工期について説明いたします。

新学校給食センター整備事業につきましては、令和5年8月18日に開催されました第6回教育委員会定例会において、これまでの経過および基本設計をもとに、建物の概要や事業スケジュール全般をご報告したところでございます。本日は、それ以降の進捗も含め、次第にありますとおり工期についてご報告申し上げます。

初めに、事業の進捗についてでございます。設計につきましては、8月にご報告した内容で基本設計が完成し、10月からは実施設計を行っております。この実施設計を行う中で、前回の定例会でご覧いただきましたとおり、完成予想模型もでき上がり、教育委員の皆様には新学校給食センタ

一の外観のイメージをつかんでいただけたのではないかと考えております。実施設計につきましては、現在のところ、当初の予定どおり令和6年7月末の完成を目指し進めております。

また、旧根ヶ布調理場の解体工事につきましては、令和5年12月の市議会定例議会において解体工事の契約について議決をいただき、事業者との契約を締結いたしました。今月からは現場仮設事務所や仮囲いの設置といった具体的な作業に着手しております。

なお、地元であります根ヶ布自治会および旧根ヶ布調理場の近隣にお住まいの皆様に対しては、令和5年10月21日に基本設計および解体工事に関する説明会を、本年1月19日には解体工事事業者も同席させ、解体工事に関する具体的な作業内容などに関する説明会を、そして今月16日にはこれまでのご質問・ご要望に回答する会といったように、対面でご説明する機会を複数回設け、ご理解を得られるよう取り組んでおります。

次に、次第にあります新学校給食センター整備事業の工期についてご報告申し上げます。お手元の報告資料6をご覧ください。

新学校給食センターにつきましては、これまで建物本体の工事を令和8年5月末までに完成させ、その後、夏休みも含めた3カ月程度の準備期間を設け、令和8年度2学期からの給食提供を目指して事業を進めておりました。しかし、今後行う予定の建設工事において工期を延長せざるを得ない理由が生じたことから、給食提供の開始時期に変更が生ずるため、本日ご報告申し上げるものでございます。

それでは、資料の中ほどの表をご覧ください。左から右に向かって令和4年度から令和9年度までの時間軸を、上から下に向かって項目をそれぞれ記載しております。本日は変更のあった箇所をご説明いたします。

初めに、4行目の根ヶ布調理場解体工事をご覧ください。これまでお示ししていたスケジュールでは、解体工事の終了は本年7月末としておりましたが、事業者が解体に向けた準備を行う中で、土壤汚染区域で形質の変更を行う場合に、30日前までに必要とされている土地の形質の変更届および汚染土壌の区域外搬出届に関して、当初想定より時間がかかったことから、工期に余裕を持たせて1月延長し、本年8月末の完了に変更するものでございます。なお、当初のスケジュールにおいても解体工事完了後に建設工事に入るまでは5カ月ほどの期間をあけておりましたので、この工期の延長は全体のスケジュールに影響を与えるものではございません。

次に、5行目の建設工事をご覧ください。色の薄い令和8年5月末までがこれまでお示ししていた工期でございますが、これを濃い部分のとおり5カ月延長し、建物の完成を令和8年10月末に変更するものでございます。

この工期延長の理由でございますが、2019年4月に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法において、建設業に対して設けられていた5年間の猶予期間が終わることで適用を迎える、一般にいわれる建設業の2024年問題に対応するため、長時間勤務を初めとした常態化した労働環境問題の解決の一つとして週休2日制の確保がでございます。新学校給食センター建設工事においても、工期を設定する中ではこれを考慮に入

れておりましたが、設計当初は建設業界の動向がはっきりわからなかったこともあり、現場としては月曜日から土曜日まで作業を行い、その中で作業員が交替勤務を行うことで週休2日を確保できるもの、と考えておりました。しかし、あと2カ月ほどで2024年度を迎えるにあたり、今月8日には東京都財務局から、令和6年度以降、財務局建築保全部が発注するすべての営繕工事は、原則として4週8休以上の現場閉所を行う週休2日促進工事とする、といった発表がありました。こういったこともあり、複数の建設事業者に業界としての2024年問題対応への動向を問い合わせたところ、土曜日でも作業を行うためには交替勤務体制をとるための人の確保が必要となるが、人手不足の現状ではそれができないため、土日の現場を完全に閉鎖する考えを持っていることがわかりました。このため、工事開始の令和7年1月から、当初予定していた令和8年5月までの17カ月の間、土曜日が74日ありますことから、その分だけでも約4カ月工期を延ばす必要が生じ、これにあわせ完成後の書類整理などに1カ月ほどの期間を見込み、表の5行目の建設工事については、当初の工期を色の濃い部分のとおり5カ月延長し、建物の完成を令和8年10月末といたします。

また、これを受けまして、その下の6行目、施設運営の予定も令和9年に入ってから行うこととなり、最終的に新学校給食センターの稼動および児童・生徒への給食の提供開始は、令和9年度の4月中旬を見込むスケジュールに変更することとなったものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、新学校給食センター整備事業の工期についての説明は終わりますが、本日はもう1件、議題にはございませんが、先ほど稲葉委員からご質疑のありました学校給食費の無償化についてご報告申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、前回の教育委員会定例会において都の補助事業に関して報告いたしましたが、その後、2月14日に行われた記者会見で、市長は、4月からの学校給食費無償化を発表いたしました。委員の皆様も報道でご存じのことだと思いますが、本市の無償化は子育て世帯の負担軽減を目的とするものとなりますので、対象は市立小・中学校に在籍するすべての児童・生徒とし、教職員等は対象外といたします。

なお、財源でございますが、昨日の市議会において青梅市こどもまんなか応援基金条例を制定し、基金を設けようとする議案が提出されておまして、議決後にこの基金を活用し、無償化を実施する予定でございます。

今後につきましては、東京都が3月上旬に開催を予定している学校給食費負担軽減事業の説明会において詳細を確認するとともに、市議会の動向を注視し、4月からの無償化に向けて準備してまいります。今後も学校給食費の無償化につきましては、動きがありましたら、委員の皆様にご報告申し上げます。

以上で、議題にはございませんでしたが、学校給食費の無償化についてのご報告といたします。

学校給食センターからは以上でございます。

【教育長（橋本）】 2点について説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（徳長）】 給食センターのスケジュールですけれども、施設運営が9年度の4月中旬からと

ということですが、その前を見ると2カ月半ぐらい空いていますけど、4月初めからというふうにはならないのですか。学校は4月7日、8日くらいからだと思うのですが。

【学校給食センター所長（榎戸）】 今ご質疑がありました件ですが、建物自体はでき上がっているのですけれども、調理を行う従業員につきまして、藤橋調理場で働いている方についても新調理場での調理を行っていただこうと考えております。そうしますと、藤橋調理場は3学期末ぎりぎりまで稼働させまして、春休みの期間に準備、また新しい調理器具や調理場での稼働のテストなど様々な準備が必要となりますと、やはり運営の準備期間というのをこの程度設けておきませんと実施することが難しいというふうに予定しておりますので、4月の新学期、徳長委員のおっしゃるよう最初からのスタートというのが日数的に難しい部分もございます。今後、学校との調整も必要になってくるとは思うのですけれども、現状では4月中旬以降の予定というスケジュールを組んだところでございます。

【委員（徳長）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 確かに夏休みぐらい休みがあればできるのですけど、春休みだけの期間ですと、その準備が間に合わないということらしいですね。ですから、4月の入学式が終わってからの給食開始ですから、少し余裕はあるのですけれども、それでも少し時間が足りないということですので、その辺のところは何か考えながら対応していきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

日程第4 協議事項

1 令和6年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について(教育総務課)

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和6年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、令和6年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について説明をさせていただきます。協議資料1をご覧くださいと思います。

毎年この時期に、次年度の青梅市教育委員会の教育目標および基本方針を定めさせていただきます。その後、この基本方針をもとに教育委員会の教育施策を3月の定例会に出して協議をしていただき、4月に青梅市教育委員会の教育施策の概要として冊子にまとめまして、それをもとに教育施策を実施するという流れをとっております。

初めに、青梅市教育委員会の教育目標ですが、資料1ページ目に記載のとおり、令和6年度におきましても引き続きお示ししました内容を教育目標にしたいと考えてございます。

続きまして、令和6年度青梅市教育委員会の基本方針（案）でございます。この基本方針につきましては、委員の皆様には事前に改定案をご確認いただきまして、各委員からいただいたご意見などは可能な限り反映させていただいた中で、今回お示しをさせていただいております。

それでは、令和5年度からの変更箇所を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。A4横

版の新旧対照表をもとにご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、表の見方でございますが、現行（令和5年度）が右側、改正後（令和6年度）が左側という形になっております。表中の変更点でございますが、下線・網かけの部分が修正をした箇所になっております。なお、細かな文言の修正等は説明を省略させていただきますので、ご了承を願いたいと思います。

初めに、1ページ目をご覧ください。中段、「2 心の教育の推進」につきまして、「交流および共同学習等を通して」という文言を新たに加えたほか、「家庭・学校・地域等が協働した心の教育を推進し」という文言を文末の方に移動させ、整理を行っております。

その下、「3 健全育成の推進」は、表題の不登校についての記載を、実情にあわせて「対策」という言葉から「支援」という言葉に直しをしております。

2ページ目をご覧ください。一番下、「6 新型コロナウイルス感染症への対応」につきましては、第5類への移行により、特化せずに基本方針2の「3 健康の保持増進・体力向上」の項目内で、「感染症対策の徹底」として移行させましたので、6年度については全文削除した形としてございます。

3ページをご覧ください。下段、「2 個を伸ばす指導の充実」でございますが、ICTという言葉につきまして現在は定着してきていると判断しまして、※以下の説明文を削除しております。

次に、3ページの一番下から4ページにかけての「3 健康の保持増進・体力向上」につきましては、先ほどコロナウイルスのところでご説明のとおり、新型コロナの5類移行に伴いまして、「感染症対策の徹底を継続」というところを追記したところでございます。

1ページ飛びまして5ページをご覧ください。中段、「8 教育相談機能の充実」につきましては、今年度「適応指導教室」の名称を「教育支援センター」に変更したことに伴い、こちらの方も修正をしております。

続きまして、6ページをご覧ください。上段、「11 学校規模の適正化の推進」につきましては、学校施設の再編について検討するための青梅市立学校施設のあり方審議会を今年度設置し、審議を進めている状況に即しまして、文言を整理させていただいております。

少し飛びまして、8ページをご覧ください。下段、「1 スポーツ・レクリエーション活動の推進」につきましては、今年度、「第2期青梅市スポーツ推進計画」の策定が完了しましたことから、文言の整理を行ったところでございます。

次の9ページをご覧ください。上段の「4 魅力的なスポーツ施設の整備」を来年度新たに加えて、スポーツ施設ストック適正化計画にもとづき、スポーツ環境の整備を実施していくという文言を加えたところでございます。

その下、「1 文化財の保存・活用」および「2 伝統文化の継承」でございますが、1に含まれておりました伝統文化の継承について別項目としまして、その支援等についてさらなる充実を図ろうとするものでございます。

次の10ページをご覧ください。新年度では「4 文化施設の環境整備」につきましては、事業

の進捗等により業務内容を整理したものでございます。

続いて、12ページをご覧ください。下段の「10 学校教育施設の再編および環境整備」についてでございます。今年度に設置検討が始まりました「学校施設のあり方審議会」において学校施設再編の検討を引き続き推進していくことを来年度からの最重要課題としまして、表題の方に「再編」という言葉を加えてございます。そのほか、各学校設備工事を計画的に進め、児童・生徒の教育環境の充実に努める、としたところでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和6年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について、は承認されました。

2 組織改正に伴う関係教育委員会規則等の整備について(教育総務課)

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。組織改正に伴う関係教育委員会規則等の整備について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項2、組織改正に伴う関係教育委員会規則等の整備についてご説明申し上げます。協議資料2をご覧ください。

1. 整備の理由でございますが、来年度予定されてございます組織改正に伴いまして、変更等の生じる規則等につきまして、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2. 改正の内容の前に、来年度の教育委員会事務局の組織改正の内容をご説明いたします。資料の一番最後、参考をご覧ください。令和6年4月1日新組織案、表の右側が現行、左側が新組織になってございます。

まず、学校教育部教育総務課につきましては、新たに主査を配置しまして、今年度から始まった学校施設のあり方審議会の運營業務等、学校施設の再編に関することについて専門的に担当するものでございます。

続きまして、生涯学習部関係で、社会教育課の図書館担当主査を図書館管理係としまして、体制の強化を図るものでございます。

最後、文化複合施設等整備担当主査につきましては、事業の進捗によりまして、現行の主査1人体制から1人増員しまして2人体制とし、事業のさらなる推進を図るものでございます。

以上、教育委員会事務局では3部署において来年度の組織改正を予定してございます。

資料の1枚目に戻りまして、2. 整備を行う規則等および改正の内容でございます。3つでござ

います。

1の青梅市教育委員会処務規則は、図書館管理系の設置に伴いまして、組織等について定めている別表について修正をするものでございます。

次に、2の青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱につきましても、教育総務課へ新たに主査が設置されることに伴いまして、委員会の庶務担当を学務課から教育総務課へ移管するものでございます。

最後に3の青梅市生涯学習推進本部設置要綱につきましても、教育委員会部局外でも組織改正があるのですけれども、病院事務局の管理課が来年度、病院事務局総務課に名称変更されることにより、委員会の構成員についてもその名称を変更するものでございます。

2枚目以降にそれぞれ新旧対照表がございますので、ご確認いただければと存じます。

1枚目に戻りまして、最後の3. 施行(実施)期日は、いずれも令和6年4月1日でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

若干所帯が大きくなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、組織改正に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

3 青梅市外国籍児童・生徒日本語指導員等配置要綱の一部改正について(指導室)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項の3を議題といたします。青梅市外国籍児童・生徒日本語指導員等配置要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長(拝原)】 それでは、青梅市外国籍児童・生徒日本語指導員配置要綱の一部改正についてご説明いたします。

初めに、協議資料3をご覧ください。

1. 改正の理由につきまして、より多くの日本語指導を必要とする外国籍児童および生徒への支援を拡充するため、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2. 改正の内容につきまして、こちらにつきましては2枚目の新旧対照表をあわせてご覧ください。

(1) 支援員の追加についてであります。新旧対照表の右側、現行の1. 目的の3行目でございますように、これまで児童等の母国語を使用できる日本語指導員のみでありました。しかし、学校としましては、日本語の理解が困難な児童が在籍している場合、児童等の母国語が使用できなくと

も、その児童について支援をしてくれる方がいれば大変助かります。そこで、新旧対照表の左側、改正後にございますように、支援員の配置を追加しようとするものでございます。

支援員の職務につきましては、新旧対照表の改正後にお示ししております第4項に、支援員は、学校長の指揮監督のもと、児童等が円滑な学習を行うことができるよう支援を行うことや、生活指導や学習指導等について、児童等が理解できるように援助を行うこと、としております。

支援員の委嘱につきましては、新旧対照表の裏面、第10項をご覧ください。支援員は、児童等とのコミュニケーションの能力および学校教育への理解を有する者であって、心身が健康で第4項に掲げる職務を遂行できるものの中から教育委員会が委嘱するもの、としております。

続きまして、(2) 配置期間の見直しについてであります。新旧対照表の第7項をご覧ください。記載のとおり、支援員の配置期間につきましては、配置から6カ月間ということと、必要でなくなった場合は短縮できること、また逆に延長が必要な場合には延長できることを追記しております。

続きまして、(3) 勤務日等の見直しについてであります。新旧対照表の3ページ目、第12項をご覧ください。指導員は1週間に2日間、1日2時間の範囲内としておりましたが、新たに設置する支援員につきましては、1日3時間を超えない範囲としております。

続きまして、(4) 報償金の見直しについてであります。新旧対照表の第13項をご覧ください。これまで指導員は1時間3,000円と定めており、こちらに変更はございませんが、支援員につきましては1時間1,200円としております。

(5) その他所要の整備といたしまして、様式1から様式4までの整備をしようとするものでございます。

最後に、施行期日等につきましては、令和6年4月1日からとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 指導員は別室ですか。それとも同じ教室の中ですか。

【指導室長（拝原）】 別室ではなくて、その場で指導する場合もありますし、また別室に呼んで直接指導する場合もございます。

【委員（徳長）】 選択は可能ということですか。

【指導室長（拝原）】 はい。

【委員（徳長）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 配置の期間を、ベースとして6カ月間というのが出ているのですが、この6カ月という期間を決められたのは、どういう意味からでしょうか。

【指導室長（拝原）】 6カ月間あれば、ある程度日本語も児童・生徒が慣れてきて、日常生活に困らなくなるのではないかと考えてしておりますが、その子の状態にもよりますので、それによって延長も可というふうな形にしてございます。

【委員（稲葉）】 外国籍の子たちで、日本へ来たばかりは、支援員の人は、その外国の子どもたち

の言葉は使えないと思うのですよね、指導員ではないので。そうするとそこで会話をするときに、授業中に翻訳機を使ってもいいということは考えていらっしゃるのでしょうか。

【指導室長（拝原）】 今はスマートフォンなどでもアプリがありますので、そういったものも活用しながら、その生徒に寄り添って支援できたらと考えております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【委員（百合）】 例えば兄弟で小学校に入ってきた場合は、1人に対して1人の指導員や支援員がつくのですか。

【指導室長（拝原）】 基本的にはつくようになります。ただ、人材がどこまで確保できるかということもございますので、もしかしたら同じ支援員が時間を分けて支援するような形も考えられます。

【委員（徳長）】 1人の子に対して指導員プラス支援員がつくという可能性もあるのですか。どっちかだけということですか。

【指導室長（拝原）】 現在のところ、1度に2名というのは考えてございません。

【委員（徳長）】 もう一ついいですか。今年度に関してでいいのですけれども、実際に何カ国ぐらいの必要性があって、何人ぐらいの児童がいたのかおわかりですか。

【指導室長（拝原）】 正確な数字ではないのですけれども、今年度は5～6名の児童・生徒に対して3カ国語ぐらいでした。ただ、一つの言語について話せる指導員が見つからなくて、英語が話せるということだったので、何とか指導・支援をしていただいたと。今年度そういった状況もありましたので、新たに支援員というものを設置したものでございます。

【委員（徳長）】 わかりました。

【教育長（橋本）】 ほかによろしいですか。それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市外国籍児童・生徒日本語指導員等配置要綱の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の一部改正について(指導室)

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の一部改正について、ご説明いたします。

初めに、協議資料4をご覧ください。

1. 改正の理由につきまして、学校教職員および保護者の負担軽減のため、破損等にかかる届出について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2. 改正の内容につきまして、こちらも2枚目の新旧対照表と一緒にご覧ください。(1) 学習用

端末破損届について、使用者に過失がない場合は、提出を不要とするものでございます。新旧対照表では、左側の改正後の7. 保護者の責務の欄に示してございます。

(2)その他所要の規定の整備でございますが、資料の3枚目以降にお示ししておりますように、様式第1号および様式第2号の整備を行おうとするものでございます。

3. 実施期日等につきまして、令和6年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の一部改正について、は承認されました。

5 青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について(指導室)

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。

初めに、協議資料5をご覧ください。

1. 制定の理由につきましては、青梅市スタディ・アシスト事業を行うに当たり、その支援および業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市スタディ・アシスト事業業務委託プロポーザル選定委員会を設置しようとするものでございます。

2. 制定の内容につきまして、2枚目の資料として本要綱がございましたので、あわせてご覧ください。

(1) 所掌事項につきまして、ア プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。イ 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること、でございます。こちらにつきましては、要綱の2にお示ししております。

(2) 組織につきまして、ア 委員長は指導室長、イ 委員は教育指導担当主幹、指導主事（1名）、中学校管理職（2名）としております。こちらは要綱の3にお示ししております。

(3) 委員長等の職務および会議につきまして、要綱の4をご覧ください。委員長は委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する、としております。

要綱の5に会議につきまして、(1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となること、

(2) 委員会は、委員の過半数の出席によって成立すること、(3) 必要がある場合には、委員以外の職員の出席や資料提出を求めることができること、としております。

1枚目の資料をご覧ください。(4) 報告につきまして、要綱の6にもお示ししておりますように、委員会で制定しました結果につきましては、市長にご報告いたします。

(5) その他所要の規定の整備を行います。

3. 実施期日につきましては、令和6年2月21日から実施し、選定結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

この選定委員会は何回くらいの開催になりそうですか。

【指導室長（拝原）】 1～2回程度かなというふうに考えております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市スタディ・アシスト事業業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

6 第5次青梅市子ども読書活動推進計画(案)について(社会教育課)

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の6を議題といたします。第5次青梅市子ども読書活動推進計画(案)について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、第5次青梅市子ども読書活動推進計画(案)についてご説明をさせていただきます。協議資料6をご覧くださいと思います。

まず、策定の経過につきましては、40ページをご覧くださいと思います。5月18日に第1回青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会を開催し、同委員会につきましては3回、策定部会につきましては4回開催をしております。また、図書館運営協議会のご意見を伺ったところでございます。それから、教育委員会におきましては、昨年11月22日の教育委員会におきまして、パブリックコメントの実施の報告をさせていただきましたときに、原案の内容をお目通しいただき、ご意見をいただいたところでございます。パブリックコメントにつきましては、前回の教育委員会で口頭にてご報告をさせていただきましたが、12月15日から28日まで2週間実施し、意見の提出はなかったということでご報告をさせていただいております。そちらのパブリックコメントを受け、1月に入りまして策定委員会と部会を開催し、最終的なご意見をいただきました。イラストですとか写真を加えて見やすくした方がいいとか、あとは文言の修正等の意見をいただき、最終的に本日提出をしたところでございます。

また、表紙・裏表紙につきましては、沼倉様にイラストをお願いしております、そちらの方を

入れさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（徳長）】 パブリックコメントの期間がかなりあってゼロというのは寂しいというか、逆に図書に関する関心がないというのがよくわかったなという気がするのですけれども。この辺のところで、子どものうちからどんどん本を好きになってもらわなければ困るなという気がします。

【社会教育課長（遠藤）】 この時期、計画が幾つかありまして、同じような形でパブリックコメントをやらせていただいたのですけれども、今回はご意見がなかったというところでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

もしこの計画期間内に青梅駅前の図書館がオープンしたら、何らかこの計画に変更を加えるのでしょうか。

【社会教育課長（遠藤）】 毎年進捗状況等を調査しておりますので、新規事業というところで、内容はまだ定かではないのですが、入れるような形になってくるかと思えます。

【委員（稲葉）】 図書館のことで、こども第3の居場所のところに、日本財団から近隣の図書館と交流をしませんかというエデュケーションのお誘いがあったりします。やっぱり積極的に図書館の方と子育て支援センターとか、そういうところと交流ができるような企画があれば、子どもたちも参加して図書館ってどんなところ、というところを見ることができます。参加はできなかったのですが、こども図書館をZOOMで回ってみましょうかという企画、ZOOMで図書館の中にはこういう役割があってということの説明するものがあったりします。広く子どもたちに知ってもらうために、夏休みとかそういうところで発信をしてみてもいいのかなと思ったりします。

【社会教育課長（遠藤）】 子育て関係も担当部署が委員として入っております、いろいろ情報交換は進めているところですので、参考とさせていただきます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、第5次青梅市こども読書活動推進計画（案）について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第22号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第22号を議題といたします。青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、議案第22号、青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について説明

いたします。

本件につきましては、青梅市文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、青梅市文化財保護条例第41条の規定にもとづき、新たに委嘱しようとするものでございます。

2枚目の別紙には、青梅市文化財保護審議会委員候補の一覧を掲載し、3枚目の青梅市文化財保護審議会委員名簿に新旧委員の氏名等を掲載しております。

このたびの任期満了に伴いまして、名簿左側の現任の欄、上から3番目の稲葉政満委員と6番目の棚橋正道委員が退任となります。名簿右側の改選後の欄、下から2番目の須崎直洋氏と一番下の高久舞氏を委員として新たに委嘱するとともに、他の委員につきましては再任とさせていただくものでございます。

最後に、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第22号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について」、は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項1および協議事項2が承認されたことに伴い、議案が2件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に「議案第23号 令和6年度青梅市教育委員会の基本方針について」、および「議案第24号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第23号および議案第24号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔 議案書配付 〕

議案第23号 令和6年度青梅市教育委員会の基本方針について(追加)

【教育長（橋本）】 それでは、議案第23号を議題といたします。令和6年度青梅市教育委員会の基本方針について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第23号、令和6年度青梅市教育委員会の基本方針についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料1にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った方針の決定につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第23号 令和6年度青梅市教育委員会の基本方針について」、は原案どおり可決されました。

議案第24号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について(追加)

【教育長（橋本）】 次に、議案第24号を議題といたします。青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第24号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、先ほど協議資料2にもとづきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認賜った3つの規則および要綱のうち、規則の一部改正につきましての議案でございます。

内容等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第24号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について」、は原案どおり可決されました。

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。その他何かありますか。よろしいですか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程でございます。

2月29日、東京都市町村教育委員会連合会の研修会、時間、会場、内容、講師等は記載のとおり

りでございます。

続きまして、3月9日、青梅市教育委員会児童・生徒表彰式、時間、会場は記載のとおりでございます。

続きまして、3月16日、青梅市立東小・中学校卒業式。

3月19日、青梅市立中学校卒業式。

3月22日、青梅市立小学校卒業式。

最後、3月27日、第14回教育委員会定例会、時間、会場は記載のとおりでございます。

今後の日程は以上でございます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時05分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員